

日・タイ外交史の一素描

——条約関係を中心として——

いい た しゅん そう
飯 田 順 三

はじめに

- I 明治期における日・タイの条約関係
 - II 不平等条約の段階的撤廃
- むすび

はじめに

1991（平成3）年9月26日から10月6日まで、天皇、皇后両陛下は東南アジア3カ国（タイ、マレーシア、インドネシア）を「友好親善関係の増進」を第一目的に公式訪問された。地元タイ紙も天皇の東南アジア歴訪を一斉に報道した。その中で『サヤムラット』紙は社説で今回の天皇訪タイを歓迎し、また、同紙連載コラムでは日本の戦争責任について触れると同時に^(注1)、次のように述べている。「その条約（1941年のいわゆる日・タイ攻守同盟——引用者）によって、タイ人は他の東南アジアの国民が日本軍により被った苦しみと同様の苦しみに会わなかったと考えられよう。……たとえば、タイ人がその条約を認めないとしても、また、その条約によりタイ人がさまざまな困難を被ったと理由づけしようとも、全く不利益ばかりであったとは言えないであろう」^(注2)。

この軍事同盟の成立に到るまでの日・タイ関係は、天皇の歴訪を歓迎する種々の表現、「日・タイの友好」や「両皇室の長年の親交」、で表現されているように、1887年のいわゆる日・タイ修好

『アジア経済』XXXIV-5（1993.5）

宣言から始まり、約半世紀にわたった。そして、この背後には両国によって締結された諸条約が存在することは言うまでもない。では、これらの条約にはどのようなものがあり、どういう性格を持ち、いかなる内容であったのか。本稿の目的は、タイ^(注3)と日本の明治期から昭和初期までの両国が締結した条約を検討し、日・タイ外交関係における一側面を素描することにある。

ところで、日本人の先行研究をみるに、西野順治郎『新版日・タイ四百年史』や石井米雄・吉利治『日・タイ交流600年史』、その他の個別的研究を含め、日・タイ関係史研究は近年充実している。一方、欧米人による研究は、フラッド(Edward Thadeus Flood)の業績が第1に挙げられよう^(注4)。同論文はその大半を1941年開戦前夜を中心とした日・タイ関係に焦点を絞り、30年以前に日・タイ間で締結された条約関係の記述は少ない。このフラッド以来、欧米人の手による日・タイ関係史研究は乏しかったが、近年、スワン(William Swan)やレイノルズ(Bruce Reynolds)がそれぞれ博士論文を発表した^(注5)。また、ブレイリー(Nigel Brailey)やオブラス(Peter Oblas)の諸研究も見逃せない^(注6)。また、タイ人の手による研究ではスラングスィー(Surangsi Tonsiengson)とタウィ(Thawi Thirawongseri)の業績が目を引く^(注7)。

このような先行研究を基礎に、本稿では日・タイ関係研究においてあまり言及がされていない傾

向にあった、日・タイ両国が結んだ条約自体に考察を絞り、特に条約締結過程の細部の史実を指摘したい。日・タイ関係の全容をさらに正確に把握することに寄与できれば幸いと考えている^(注8)。

(注1) タイ語紙『サヤームラット』1991年9月26日。

(注2) 同上紙 1991年10月8日。

(注3) タイ王国は1939年以前はサヤームが国名であり、当時日本でもシャム(暹羅)とよばれていたが、本稿では必要な場合を除き、便宜上、タイまたはタイ国で統一した。

(注4) Flood, E.T., "Japan's Relations with Thailand: 1928-41," 博士論文, University of Washington, 1967年。

(注5) Swan, William L., "Japanese Economic Relations with Siam: Aspects of Their Historical Development 1884 to 1942," 博士論文, Australian National University, 1986年/Reynolds, E. Bruce, "Ambivalent Allies: Japan and Thailand 1941-1945," 博士論文, University of Hawaii at Manoa, 1988年。

(注6) Brailey, Nigel J., *Thailand and the Fall of Singapore: A Frustrated Asian Revolution*, ホールダー, Westview Press, 1986年/Oblas, Peter B., "Nascent Pan-Asianism in Thai-Japanese Relations: The Kawakami Mission and the Treaty of 1898," Chaiwat Khamchoo; E. Bruce Reynolds 編, *Thai-Japanese Relations in Historical Perspective*, バンコク, Innomedia Co., Ltd. Press, 1988年。

(注7) Surangsri Tonsiengson, "Thai-Japanese Relations during the Reigns of Kings Rama V, Rama VI and Rama VII" (原文タイ語), 修士論文, Chulalongkorn University, 1977年/Thawi Thirawongseri, *Samphanthaphap thang kamuang rawang thai kap yipun* [日・タイ政治関係], バンコク, Thai Wattana Phanit Press, 1981年。

(注8) 本稿は私の "Japan's Relations with Independent Siam up to 1933: Prelude to Pan-Asian Solidarity," 博士論文, University of Bristol, 1991年, を日本語で再構成するための予備的作業として, 同論文の条約締結過程の記述を中心に修正加筆したものである。したがって, 本稿の注は特に必要と思われるところに止めたことを予めお断わりしておきたい。

I 明治期における日・タイの条約関係

明治期においては1887年と98年に日・タイ両国で結ばれた条約が検討の対象となる。それらの締結の背景, 締結理由, 締結交渉過程, 内容・性格について以下に検討してみたい。

1. 1887年宣言

1887(明治20)年9月26日調印のいわゆる日・タイ修好宣言は正式には、「修好通商ニ関スル日本國暹羅國間ノ宣言」(以下, 1887年宣言と呼ぶ^(注1))。日本政府は翌1888年1月20日にこれを批准し, 同月23日, 東京において批准交換し, 5日後の28日に公布した。これにより, 明治期日本とタイ間で公式に国交が樹立された。

(1) 締結までの経緯

日本とタイとではどちらが先に国交回復のため接近したのであろうか。周知のとおり, 日本は1635年に鎖国を完成させ, 諸外国と外交上断絶状態に入った。それまで, アユタヤと徳川幕府は貿易船を通じて交渉はあったが, 鎖国以降その関係も衰微し幕末を迎えるにいたる。最近の研究によると明治政府成立前の1861年, タイのラーマ4世(モンクット王)がオランダを介して徳川幕府に接近していた事実が指摘されているが, 幕府は時期尚早との理由でその申出を断わった^(注2)。モンクット王の打診以降, 両国の接触は1875年にいたるまでなかったが, 後年(1921年)にバンコクへ赴任した特命全権公使・政尾藤吉の指摘によると, 駐日イギリス公使パークス(Harry Smith Parkes)が明治天皇に謁見した際, 柔軟なタイ政府の外交姿勢を視察すべきであるとの意見を進言したことがきっかけで, 1875年当時, 北海道開拓・付属植民学校校長であり, その後89年に中華民国へ特命全

権公使として赴任することになる大鳥圭介にタイ視察の勅命が下りたのであった^(註3)。大鳥は帰国後、視察報告書を政府に提出し、ラーマ5世(チュラロンコン王)との謁見をはじめ、詳細に視察内容を記している^(註4)。それによると、大鳥は日本政府からの正式書簡を所持しておらず、当時、駐日本・中国・タイ公使を兼務していたオーストリア人セッフアー(Herr Sepher)のタイ視察に同行したものにすぎなかったが、ともかく、この大鳥のタイ訪問は日本政府とタイ政府の接触が再開されたという歴史的な出来事であったと言える。

その後、日・タイ間の具体的国交回復の動きはなかったが、1880年1月、タイ政府から駐上海オーストリア副領事ハーツ(Joseph Hazz)を通じて友好条約締結の意思表示がなされた。外務卿・井上馨は同年3月に条約締結の方針を固め、その旨を三条実美大政大臣に上奏し、その6日後三条の許可が下りた。そして、再度ハーツを経由して日本政府の意向がタイ政府に伝えられた^(註5)。

したがって、この段階で日・タイ双方の条約締結の意思は合致していたのである。しかし、琉球問題や朝鮮問題(壬午事変、甲申事変)に井上は忙殺されたためであろうか、条約締結の具体的進展は見られないままであった。このようにタイ側の国交回復の意思表示があったにもかかわらず日本政府は、その後1887年に再度タイ政府が条約締結の打診をするまで、タイとの国交回復に積極的ではなかった。この1887年にイギリスのビクトリア女王戴冠50周年記念行事に出席したタイ外相テワウォン(Thewawong Waropakan)が、チュラロンコン王の親書と条約調印の全権委任状を携え、イギリスからの帰路太平洋経由で日本に立ち寄りたい旨の連絡が日本外務省に入った。こうして、日・タイの国交回復は実現へと大きく前進したので

あった。1887年宣言は井上の辞任後、大隅重信の外相就任にいたる間隙に外務次官・青木周蔵とテワウォンの間で彼が東京滞在中に調印された^(註6)。

(2) 1887年宣言の内容

1887年宣言は、前文のほか各条番号はないが内容的には8項から構成されている。前文では「兩國間ニ存在セシ友誼親睦ノ關係ヲ再起シ且ツ將來締結スヘキ條約ノ基礎ヲ定メンコトヲ欲シ……左ノ宣言ヲ爲スコトニ議定セリ」とある。同条前半部分は江戸時代、タイのアユタヤ地方に存在した日本人町と当時活躍したと言われる山田長政の事跡を指していると思われる。また、後半部分で言う「將來締結スヘキ條約」は日・タイの通商関係の再開および発展を意図した通商条約を指すものであろう。以下、簡単にポイントとなる点を見てみよう。

第1項では「此ノ宣言批准ノ日ヨリ以後両締約國間并ニ其ノ臣民間ニ永遠無窮ノ平和親睦アルヘシ」と国交回復にあたり両国間の恒久平和を謳っている。

第2項では両国が相互の外交官を派遣し総領事、領事等を置く権利を定めており、これにより、日・タイは公式に自国外交官を駐在させることができるようになった。

第3項および第4項は1887年宣言の重要ポイントであると考えられる。つまり、第3項では両国間の通商航海関係をできるかぎり奨励する旨が規定されている。そして、これを受けて第4項では、「完全ナル條約締結ニ至ル前ニ両締約國ノ一方ノ臣民通商又ハ他ノ正當ナル目的ヲ以テ他ノ一方ノ領地ニシテ最惠國ノ臣民ニ通商ヲ許ス場所ニ來ル時ハ身體財産ノ保護及公平無私ノ待遇ヲ受クヘシ」と定めている。「完全ナル條約」(the complete Convention)は、通商条約の締結を意味している

と考えられる。また、この第4項に関する詳細事項については、将来締結されるべき条約において規定するよう、続く第5項で定めている。

(3) 1887年宣言の性格

1887年宣言はきわめて簡潔に規定されているにすぎないが、この宣言により、近代日・タイ関係史上初めて公式に両国政府の国交が樹立されたのであり、たいへん意義のあるものであったが、ここでは2つの点を指摘したい。第1点は、日・タイ国交回復の意義を込めて、今両国の友誼的關係が再開されることを記念し、1887年宣言は内外にそれを宣言したわけであるが、長期間の両国間の国交断絶に終止符を打ったのであるから、さらにまた、前文に「両締約國間并ニ其ノ臣民間ニ永遠無窮ノ平和親睦」とあり、その意味では「日・タイ和親条約」とでも命名する余地もあったわけである。事実、現在ではこの1887年宣言は、一般的に通商関係の側面よりも日・タイ間の政治的な国交回復のための友好宣言として認識されているように思われる。しかし、1887年宣言の正式名称は「修好通商」に関する宣言である。詳細な通商条約規定は後に締結される通商条約に譲ると言っている。第4条の規定に「一方ノ臣民通商又ハ他ノ正當ナル目的ヲ以テ」の文言から分かるように、つまり、1887年宣言は日・タイ間の友好関係を大前提としながらも、実質的には暫定的な通商条約の機能を果たす目的がより意図され、詳細な通商条約の締結までの準備的ないし過渡的性格を有していたと解せるのである。

第2の点はこの宣言が明治政府の中国・朝鮮に対する外交姿勢とは対照的に平等対等の理念に貫かれた内容になっていることである。明治政府の対中国・朝鮮外交の強硬さに鑑みると、一考すべき点ではないだろうか。つまり、明治政府は中

国・朝鮮に対するいわゆる帝国主義的外交路線と対照的に、タイに対しては友好的態度を持っていたということが指摘できる。当時の東南アジア諸国は欧米列強の支配下にあり、タイが独立を保っていたことは明治政府指導者たちに共感を抱かせ、アジアの朋友としてタイを遇する態度を取らせたものと考えられよう。

2. 1898年条約

(1) 締結の背景

1887年宣言は前述のとおり将来の通商条約締結を予定していたが、実際にそれが実現するまでに約10年の歳月を要した。その理由は種々あると思われるが、日・タイ間の地理的距離のため、また、日本政府は一般に中国・朝鮮に対する関心が強かったため、日本政府や民間における対タイ貿易の意欲がそれほど増大せず、タイとの通商条約締結の現実的必要性が高まらなかったということが考えられよう。

このような状況の中で、タイとフランスの武力衝突、いわゆる、1893年仏暹危機 (Franco-Siam Crisis, または Paknam Incident) はタイ側に日本との通商条約ないしそれより進んだ攻守同盟条約の締結をも考えさせた出来事であった^(注7)。一方、日本国内でも同事件はフランス帝国主義に対する憤りをかい、また、将来の在タイ帝国臣民の安全確保および貿易振興の観点から、バンコクに公使館を設置すべきであるとの意見が議会人の中から起こり、第9回帝国議会において「在タイ日本公使館開設案」が審議され通過した^(注8)。

この議決の結果、初代駐タイ公使 (弁理公使) として任命されたのは長崎平戸出身の稲垣満次郎であり、彼は1898年「日暹修好通商航海條約」(以下、1898年条約)^(注9)の締結およびその後の日・タイ関係に多大な貢献をすることになる人物である。

彼はケンブリッジ大学卒業後帰国し、副島種臣、松方正義、大隅重信らの知遇を得て東邦協会で活躍した。1894年には民間人の立場にありながら、在シンガポール領事・斉藤幹とともにタイ政府を訪問し、1898年条約締結の下準備に奔走した^(注10)。しかし、その後起こった日清戦争のため、稲垣らの努力が報われるのはまだ年数を要した。一方、戦後処理の使命を果たした陸奥宗光外相の後を受け1896年9月に就任した大隅重信は、日・タイ通商条約締結への意思をはっきりと持っていた。大隅は当時の陸軍参謀本部・川上操六中将がインドシナ視察に赴く際に、タイ政府の条約締結意思を確認するため、同政府に接触するように依頼している^(注11)。

(2) 締結交渉過程

稲垣満次郎の主たる任務は日・タイ通商条約を締結することであった。彼は条約締結の使命を果たした後はバルカン諸国との条約締結交渉のために転属を命ぜられる予定であった^(注12)。しかし、種々の要因があったであろうが、1898年条約締結に予想以上の日時を費やしたこともあって、条約締結後も引き続きバンコクに留まった^(注13)。

彼は後年、「日暹修好通商航海條約締結談判顛末摘要」^(注14)という簡潔に条約締結交渉過程を記した報告書を時の外務大臣・西徳二郎に提出した。それによると、彼が締結交渉上最も苦心したことは、いかに日本とタイがアジアの独立国として信義友好の関係にあるかを西洋列強に示す一方で、日本のタイに対する国際的地位の優位性、言い換えれば、日本がタイに対しては欧米と同等の位置を占めることを条約においてどう示すか、という一見矛盾する事柄であった。日本がタイ国における領事裁判権を得ることは後者の目的を達成する恰好の方法であったが、そのことは一方で、逆に

日・タイ関係が真に友好的であることを示すものではない。なぜなら、真に信義友好関係にあるならば対等平等条約こそ、その証左であろうからである。

しかし、日本政府には当時のタイと平等条約を締結する方針はなかった。そこで、日本側条約案においては領事裁判権を条約本文に規定するのではなく、付属議定書に盛り込み、さらに、タイの司法改革が終了し欧州各国が領事裁判権を放棄するやいなや即座に日本もこれを放棄するという案を提示した。そして、条約本文中では領事裁判権を日本が有する明示規定を置かず、日本は列強と同等の権利を最恵国待遇により均霑するという内容に止めた^(注15)。

一方、タイ政府としては日・タイ条約を平等条約として締結し、従来、西洋列強と締結した不平等条約撤廃の足掛かりにしたいと考えていたことは当然に推察できる。つまり、1883年のタイ・英条約では、タイ北方チェンマイ他3州においてはイギリス国民はタイの国内法によって、タイの裁判官により審理されることが規定された（しかしその際、イギリスの領事が裁判に立ち会い意見を述べる事が可能であり、また、イギリス領事館に移審することもできた。そしてイギリス国民が被告の事件において、それが控訴された時はバンコクのイギリス総領事館でタイ政府当局者との立会いのもと判決を下すこととされた）。したがって、1883年の時点でイギリスは、第一審裁判権をタイに返還していたことになる^(注16)。

したがって、日本に第一審裁判権も含んだ領事裁判権を付与することは、タイ政府にとって後退することになり、今後のタイの列強との条約改正交渉にとって有利な材料とならない。そこで、タイ側の対案の最恵国待遇規定には領事裁判権を含

めない旨が盛り込まれていた。また、議定書中にはタイは日本人が被告でありかつ当該事件が上訴された場合、それをもって終審となるような時、タイ政府は日本政府に領事裁判権をみとめるといふ、1883年タイ・英条約と同様の内容の案が示されていた。

しかし、日本政府はこれを拒絶し、稲垣とタイ外相テーフウォンとの交渉は暗礁に乗り上げた。そこで、交渉決裂を避けるため、稲垣は私案として次のような修正案を提起した。それは、日本の領事裁判権の放棄はタイの司法改革の終了および新法実施をもって、欧州列強がその領事裁判権を放棄することを条件にするのではなく、日本単独で放棄するという案であった。この「稲垣私案」は日本外務省も承認し交渉は妥結に動いたのであった。

条約締結におけるもうひとつの論点は、将来、条約の解釈に日・タイ両国間で争議が生じた場合、仲裁委員を任命しこれに付するというタイ側の主張であった。日本政府は一貫して反対したが、タイ政府は日清戦争をめぐる日本の対アジア外交に対して懸念を抱いており、仲裁裁判制度の導入を強硬に主張し譲らなかつたため、日本外務省はこれに同意した。このような交渉過程の結果、条約は1898（明治31）年2月25日バンコクで調印、5月31日バンコクにて批准交換、6月25日に公布された。

(3) 1898年条約の内容

1898年条約は前文および本文16条、そして3項からなる議定書で構成されている。簡単にその内容を概観してみたい。

第1条前段は1887年宣言第1項と同旨の内容であり、「日本暹羅兩國間ニハ永世ノ平和無窮ノ親睦アルヘシ」と宣言している。そして後段で、「兩

締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ國法ニ從ヒ其ノ身體及財産ニ對シ完全ナル保護ヲ享受スヘシ」と規定した。「國法ニ從ヒ」とは英文で“according to established law of the country”となっており、この規定によると領事裁判権は存在しないがごときにもとれるが、前述のように日本は領事裁判権を本則に付属された議定書中に盛り込んだ（この点、後述）。

第2条は1887年宣言第2項の内容を受けて、自国外交官を駐在させる権利を規定した。

第3条で締約国における(1)渡来・滞在・住居、(2)家屋・製造所・店舗・倉庫のそれぞれの所有、(3)租税・賦課金等、(4)営業・職業・事業・各種財産の取得処分、の以上の点についての最恵国待遇または内国民待遇の規定を置いている。

第4条から第10条までは締約国の船舶・貨物・輸出入関税、噸税、港税、船舶の出入りおよび船積み等に関しての最恵国・内国民待遇規定がある。したがって、日本は関税に関する最恵国待遇を得たのであるから、タイの関税自主権は放棄されたことになった。

第11条と第12条は難破船・軍艦の修繕のために入港する船舶についての規定、そして、第13条で将来にわたる通商・工業および航海に関する一切の待遇について最恵国待遇をあたえる旨の包括的規定を置いている。

第14条では本条約の有効期間を10年とし、その後は各締約国の一方が条約破棄の通知をした場合、1年間の猶予期間を経て条約は無効となるとした。

次に最大の争点であった領事裁判権条項は議定書第1項で「暹羅國政府ハ暹羅國ノ司法改革ノ完了セラルル迄即チ刑法、刑事訴訟法、民法（但シ婚姻及相続法ヲ除ク）民事訴訟法及裁判所構成所法ノ実施ニ至ル迄日本國領事官（ママ）ニ於テ在

暹羅國日本國臣民ニ對シ裁判權ヲ執行スルコトヲ承認ス」と規定された。先に述べたように、この領事裁判権の撤廃は西洋列強が同権利を撤廃せずとも、タイの司法改革が終了したならば日本単独で撤廃しなければならないというものである。

次に仲裁裁判制度については、議定書第3項に「本日調印シタル條約ノ解釋若ハ実行又ハ該條約違反ノ結果ニ關シテ生スル所ノ一切ノ爭議ハ直接ニ調和的協定ヲ爲スヘキ方法ノ盡キタル場合ニ於テハ仲裁委員ノ裁定ニ任スヘキモノトス……」とある。そして、仲裁委員については「兩國政府ノ合議ヲ以テ選定スヘク若シ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ兩者各一名若ハ各同數ノ仲裁者ヲ指名」することとなった。

(4) 1898年条約締結の意義

1898年条約は領事裁判権について1883年タイ・英条約から後退する内容であったがタイ政府はこれを認めた。後退する内容になるのであれば、タイは交渉を打ち切り、そもそも日本と条約関係に入ることすら拒否できたはずである。従来、欧米列強がアジア各国から、また日本が朝鮮・中国から領事裁判権を獲得した背景にはいわゆる砲艦外交があったが、1898年条約締結の交渉過程にはそのような日本の「力の外交」はなく、稲垣・テワウォン間での双方の協議の末にタイが日本に領事裁判権を与えることになった。ではなぜタイ政府はこのような決断をしたのだろうか。タイが日本との通商関係を望んでいたこともその理由のひとつであろうが、しかし、もっと重要な要因として、タイが日清戦争に勝利した日本と友好関係にあることを西洋諸国に示すことで、その後のタイ・列強関係において、アジアの同胞としての友好国日本が、タイの背後に存在するという状況をタイが望んだからではないだろうか。1893年のタイ

・仏関係悪化の際にはタイは日本と攻守同盟の締結を希望していたことは先に触れたが、これは実は稲垣が1894年に、在シンガポール領事・斉藤幹とともに1898年条約締結の下準備にタイ政府を訪問した際に、タイ政府側から示されたものであった^(註17)。1898年条約締結4年後の1902年当時にも、チュラロンコン王は同様のことを稲垣に示唆したとされている^(註18)。つまり、当時のタイは日本に対して、「アジア同胞的態度」にあり、それが1898年条約を締結せしめた重要な要因であったのではないだろうか。

そのような1898年条約により示された日・タイの友好をさらに裏付ける具体的事実として、タイの司法改革を助けるために日本人法律顧問を招聘するように稲垣が提案したことが挙げられる。この提案を受けて日本政府において選定された人物が、先述した政尾藤吉であった。

以上のことから次のことが結論できよう。稲垣が苦心したところの、いかに日本とタイがアジアの独立国として信義友好の関係にあるかを西洋列強に示す一方で、日本のタイに対する国際的地位の優位性を条約において示すか、という一見矛盾する内容、さらにタイにとっても国益となるような内容を、稲垣とテワウォンはこの1898年条約において、調和させることに成功したと言えよう。また、稲垣が政尾をタイ政府内に送り込んだことは、一方で、日・タイ友好を内外に示しつつ、他方で、(稲垣は別として、日本政府自体のタイ外交への積極的関心度には疑問があったものの) 対タイ外交戦略上、その後の両国関係において日本の立場がタイにおいて有利に展開できるよう布石を打ったものと言えよう。事実、政尾藤吉のちにはタイ最高裁判事まで務め、稲垣がタイを去ったあとの日・タイ関係に与えた影響は大きい^(註19)。

このように、条約締結を導いた稲垣の外交手腕はタイ政府においても高く評価され、1898年条約締結以降、稲垣がスペインへ転任するまで、両政府の関係はかなり友好的に展開したのであり、結論すれば、1898年条約はその意味で明治期における「信義誠実を基礎に置いた日本優位の日・タイ関係」を象徴的に表わした条約であったと言える。

(注1) 以下に引用する1887年宣言文は外務省条約局編『旧条約彙纂』第1巻第2部 747～749ページを参照。

(注2) 服部禮次郎「福沢諭吉とシャム」(『福沢手帳』第55号 1987年12月) 4～11ページ。

(注3) 政尾藤吉「暹羅の話」(『慶応義塾学報』第93号 1905年) 4ページ。

(注4) 大島圭介「暹羅紀行」工部省 1875年。

(注5) 1880(明治13)年1月20日、品川弥次郎差し出し外務卿・井上馨宛公文書、井上馨差し出し三条実美宛1880年3月17日公文書、1880年3月31日、外務卿・井上馨差し出し品川弥次郎宛公文書(外務省外交史料2-5-1-17所収)。

(注6) 1887年宣言の締結についてはIida, 前掲論文, 22～35ページに詳説。

(注7) 稲垣満次郎「南征秘談」(『大隅重信文書』〔早稲田大学所蔵 No. 770〕所収)。

(注8) 『第9回帝国議会衆議院議事録速記録』東京大学出版会 1979年 417～418ページ。

(注9) 以下に引用する1898年条約文は外務省条約局編 前掲書 749～762ページを参照。

(注10) 稲垣満次郎の履歴については石井米雄・吉川利治『日・タイ交流600年史』講談社 1987年 116～122ページ参照。また、稲垣のケンブリッジ滞在中に関する事実と彼の著書・論文の分析については、Iida, 前掲論文, 第3章に詳説。

(注11) 参謀本部長・彰仁親王差し出し外務大臣・大隅重信宛公文書(外務省外交史料5-1-10-4-1所収)／川上操六『印度支那視察大要』川上操六刊 1897年4月／“Diaries of Sir Ernest Mason Satow”(以下、「アーネスト・サトウ日記」と表記。英国公文書館所蔵), 1896年10月21日付け/Iida, 前掲論文, 98～100, 102～103ページ。

(注12) 「アーネスト・サトウ日記」1897年4月8日および24日付け/Brailey, Nigel J., “Sir Ernest Satow, Japan and Asia: The Trial of a Diplomat in the Age of High Imperialism,” *Cambridge Historical Journal*, 第35巻第1号, 1992年, 139ページ, (注)88。

(注13) 外務省編『外交辞典』によると稲垣満次郎の特命全権公使任命は1899年となっているが、これは誤りで外務省外交史料6-1-5-8-13所収公文書に明記されている1903年10月14日が正しい。

(注14) 稲垣満次郎「日暹修好通商航海條約締結談判顛末摘要」(外務省外交史料2-5-17所収)。

(注15) 稲垣 同上報告書/Iida, 前掲論文, 104～113ページ。

(注16) 稲垣満次郎「日暹条約の精神及条款」(『東邦協会会報』第50号 1898年9月) 114ページ参照。

(注17) 稲垣「南征秘談」参照。

(注18) 石井・吉川 前掲書 135ページ。

(注19) タイの司法改革は、刑法典編纂事業から本格的に開始されたが、その際、政尾に刑法第一草案の起草が命じられた。彼が日本旧刑法を参考にしたこと、さらに、刑法第二草案について政尾は、日本帝国議会第15議院に提出された刑法改正草案を参考にしたことは、注目すべき点である。この点について、拙稿「タイにおける西洋近代法継受に関する基礎的研究」(『法社会学』〔日本法社会学会〕第42号 1990年) 106～109ページ、および同, “Reception of Western Modern Law in Japan: In Comparison with the Case in Thailand”(原文タイ語), 修士論文, Thammasat University, 1987年, 第5章参照。

II 不平等条約の段階的撤廃

第1次世界大戦にタイがヨーロッパに派兵したことは、タイの国際的評価を高める結果となった。そして、そのことが直接にタイにとって不平等条約改正に結びつかなかったものの、改正への外交的環境作りに寄与したことは間違いない。そのような状況の下で、日本のタイにおける領事裁判権は2段階、つまり、1924年に部分的にそして37年に完全に撤廃された。本節では両年に締結された通商航海条約を検討し、日本の不平等条約撤廃の

過程を辿ってみたい。

1. 1924年条約

(1) 締結の背景

1898年条約は1924年まで有効であった。条文規定上、1898年条約は10年間に経過した後は双方とも1年間の猶予をもって条約を破棄する権利を有したが、1898年から10年間経た1909年以降も日・タイ両国はこの条約を破棄しなかった。しかし、1909年以降はいつでも、条約破棄通知後1年の猶予の後には条約を破棄することができるというのでは安定した通商関係が望めないため、日本政府は条約の再締結を申し入れた。しかし、タイ政府は特に両国で新条約を締結する必要はないとの判断に立った。その理由は議定書第1項に従い司法改革完了後、日本は領事裁判権を放棄しなければならないが、タイ政府は自国の司法改革の完了が近づいていると判断したためである^(注1)。

この1909年以降は、その後20年まで両国とも新条約締結の意欲は見られなくなった。だが、1920年にタイに有利な内容で締結されたところの新タイ・米通商航海条約（以下、新タイ・米条約）は日・タイ間で新たな条約締結の契機となった^(注2)。新タイ・米条約の内容については後述するが、同条約のアメリカの意図はタイにおけるイギリス、フランスを中心とした西欧諸国の勢力および日本に対抗して、アメリカのタイにおける外交的優勢を確立したいというものであった。つまり、新タイ・米条約の締結はアメリカの先手外交政策と見ることができる。

この新タイ・米条約締結当初、その内容をいち早く知る必要のため、日本政府は1920年末の段階でタイ臨時代理公使としてバンコクに赴任していた、のちの外務大臣・有田八郎に至急情報を収集するように訓令した。有田の日・タイ新条約との

係わりは、わずか5カ月で終わり、有田の後任として、タイでの職務を終え日本に帰国していた政尾藤吉が新公使として赴任した^(注3)。ところが、その政尾は赴任半年後に病気で急逝し、また日本外務省の新任公使の人選がはかどらなかつたため、日・タイ新条約締結の任務をおびた前オタワ総領事・矢田長之助が後任公使として決まるまで約1年が経過した。

(2) 締結交渉における重要争点

1924年調印の「日本國暹羅國間通商航海條約」（以下、1924年条約）^(注4)の締結過程における最大の争点は領事裁判権および最恵国条項の2点であった。

この点に入る前に、新タイ・米条約についての若干の説明を要する。新タイ・米条約議定書第1項においてアメリカは領事裁判権を放棄した。しかし、第2項では刑法、民商法、訴訟法、裁判所法が施行されて5年間は、被告がアメリカ人の場合タイ最高裁判所に係争中の事件以外はすべてアメリカ領事の要求があれば、当該事件を領事裁判に移審することが可能であると規定された。だが、不完全とはいえアメリカがイギリス、フランスに先駆けてタイに対し原則的には領事裁判権の撤廃に同意したことは、タイ政府にとって画期的なものであった。

一方、関税自主権については新タイ・米条約本則第7条に規定がある。それは、タイの関税自主権を認め、タイ政府による関税引上げに同意するが、ただし、これらの輸入税、税の控除、その他の課税について、アメリカは第三国と平等に扱われなければならない。また、第三国がタイの関税自主権を認める補償として、関税特権を付与されないことが付帯条件とされている。第7条の関税自主権容認条項は条件つきであったが、タイ政府

としては前進的内容であったことは言うまでもない。

このようにタイにとり有利な条約がアメリカとの間で締結されたという状況の下で、日・タイ新条約の締結交渉は開始された。日本政府の条約原案は新タイ・米条約の内容が不明の段階で作成されたものであった。それは、1913年タイ・デンマーク条約に倣ったものであり、従来どおりの不平等的内容であった。

一方、タイ政府の対案は新タイ・米条約をさらに前進させた内容で、(1)無条件関税自主権、(2)移審権なしの完全なる領事裁判権の撤廃、そして、(3)条件付き最恵国待遇規定を導入し、一挙に平等条約にもっていこうとする内容であった^(注5)。

日・タイ間の交渉はまず、どちらの案を新条約の叩き台にするかについて当初から紛糾した。タイ政府としては早晩タイの司法改革が終了する予定になっていたので、いずれ日本の領事裁判権撤廃が可能となるとの楽観的余裕があり、あえて新条約を締結する必要はなかった。そして、タイ政府はタイ案不採用の場合は条約交渉の打ち切りをするとの態度を貫いたため、結局日本政府はタイ案を叩き台にすることに同意せざるを得なかった。

さて、条約自体の交渉に入るとまず、日本政府は無条件関税自主権について反対し新タイ・米条約と同様の条件付き関税自主権を主張した。この点はタイ側は特に反論せず受け入れられた。次に、移審権なしの完全なる領事裁判権の撤廃について日本政府は新タイ・米条約と同様の移審権付き領事裁判権撤廃を示した。

日本政府の意向は以上のようなものであったが、ここで特記すべきことは、交渉の日本政府代表・矢田長之助がタイ案に積極的に賛成していた点である^(注6)。彼は1898年条約の締結と稲垣の転任以

降、日本政府の対タイ外交には信義誠実の姿勢が見られず、今後の日・タイ貿易関係などを考慮に入れるならば欧米諸国に先駆けて、新タイ・米条約をさらに前進させた領事裁判権の完全撤廃に日本が進んで踏み切り、日・タイ関係の修復改善に努めるべきであると繰り返し日本外務省を説得した。

しかし、日本外務省は矢田の先見性を理解せず、あくまでも新タイ・米条約規定の移審権に固執した。矢田も最終的には本省の訓令には従わざるを得なかった。一方、タイ政府は初期の主張(移審権なしの完全なる領事裁判権の撤廃)にこだわらず、アメリカと同様に移審権付きの領事裁判権の撤廃で妥協する方針に変更したため、結局、新タイ・米条約と同様の条約内容に落ち着いた。

しかし、ここで問題は日本国内から起こった。というのは、移審される事件の準拠法についての論争である。つまり、新タイ・米条約ではすでに公布施行されているタイ法がある限りは、その法令により審理すべしと規定された。そこで問題となったのは刑事事件の場合であった。日本人被告の刑事事件においてタイで移審裁判を行なう場合はともかく、当該事件が控訴されたならば控訴審は日本国内の裁判所で審理されるわけであるが、当時タイ刑法典は施行されていたので日本国内で行なわれる控訴審ではタイ刑法典が準拠法となる。この点について、日本法務省は強硬に反対した。しかし、タイ側はこの点についても断固たる姿勢を崩さなかったため、日本法務省および外務省双方の協議の結果、新条約締結と同時に日本人被告の刑事事件は、別途日本刑法により審理することができるという交換文を添えることを提案し交渉の打開を図り、タイ政府もこれに同意した。

最後に問題となった点は、最恵国条項を条件付

きにするか無条件にするかということであった。タイ案では条件付き最恵国条項であったが、日本政府は条件付き最恵国条項であると、その「条件」の内容についてしばしば解釈上の争議が生じる可能性があり、国際法の動向も無条件最恵国条項の方向に向かっていると主張した。しかし、タイ政府は、従来西洋列強への無条件最恵国待遇によって、タイが関税自主権をはじめ種々の点において対列強外交に苦慮してきた歴史的経緯を顧み、この点についても譲歩する姿勢を見せなかったため、日本側はタイ案を認めざるを得なかった。

(3) 1924年条約の内容

1924年条約は前文および本文21カ条さらに4条からなる議定書で構成されている。本条約は新タイ・米条約に基づいたタイ案を原案としているため、全体として同条約と同趣旨の内容である。

先に述べた関税自主権規定は第8条に「日本帝國ハ商品ノ輸入及輸出ニ對スル税、戻税並通過其ノ他ノ一切ノ税金及課金ノ率ニ關スル一切ノ事項ニ付國家自主ノ原則カ暹羅王國ニ適用セラルヘキコトヲ承認ス……」と規定された。

一方、領事裁判権の撤廃については議定書第2項に明記された。すなわち、第2条第1項でタイの「刑法、民商法、訴訟法及裁判所構成法ノ公布及施行ニ至ル迄並爾後五年ヲ限り」タイ政府は日本政府に対して移審権を認めた。そして、第2項で「暹羅王國ノ法典又ハ法令ニシテ正規ニ公布施行セラレ且其ノ正文カ在盤谷日本公使館ニ通知セラレタルモノノ範圍内ニ入ルヘキ一切ノ事項ニ關シテハ當事者ノ權利及義務ハ暹羅國ノ法令ニ依リテ定メラルヘシ」と規定し、これにより、刑法についてはすでに暹羅國刑法典が施行せられていたので、刑事事件についてはタイ刑法典で審理されることとなった。

なお、前述のとおり、日本政府は日本人被告人に係わる刑事事件を日本刑法により審理する権利を得た。すなわち、本条約に添付された交換文書で、議定書第2条の「第二項ニ掲クル規定ハ暹羅國領域内ニ於テ犯罪ヲ行ヘル日本國臣民ヲ日本國裁判所カ日本國ニ於テ日本國刑法ノ規定ニ從ヒ審理スルコトヲ何等妨クルモノニ無」いとしたのである。

(4) 1924年条約の性格

以上のように、1924年条約交渉では終始タイ側が主導権を握っていた。それは、タイの司法改革の終結が間近であったため、新タイ・米条約と同等かそれ以上の前進的内容でなければ、新たに条約を締結する必要性がないというタイ側に有利な条件が整っていたためである。そして、締結された条約の内容はタイの関税自主権を認め、領事裁判権も移審権制度は付いているものの撤廃の方向へ大きく踏み込んだ内容であった。つまり、日・タイが新タイ・米条約と同様の趣旨の条約を締結したことにより、同条約でタイが獲得した内容が第三国との間で確認されたことになったわけである。それならば、交渉の当初に矢田が主張した通りに日本政府が積極的にタイに有利な内容の新条約を締結した方が、その後の日・タイ関係においてももちろん、日本のアジア外交全般の観点からしても日本にとって、より利益となったのではないかと考えられる。この点の外務省の対応の不手際はいなめないであろう。矢田の報告書もその点を指摘している^(注7)。

このように1924年条約締結はタイ政府にとっては、以前から条約改正を渋っていたイギリス、フランスとの交渉を有利に働かせる絶好の機会をつくったことになる。事実、その後1925年から26年にかけてタイはヨーロッパ諸国との条約改正交渉を積極的に展開させている^(注8)。

2. 1937年条約

最後に日・タイ間の不平等条約内容を完全撤廃した1937年「日本國暹羅國間友好通商航海條約」(以下、1937年条約)^(注9)を概観してみたい。

タイ国内政治では1932年から33年の立憲革命、そしてそれ以降の絶対王政崩壊の革命プロセスが進行した。一方で、内務大臣プリディー・パノムヨン(Pridi Phanomyong)が外相に就任した1936年の前年には、タイ政府は民法全編、民事訴訟法、裁判所構成法の公布を完了した。プリディーはこれを契機に条約改正交渉に乗り出し、1937年には諸外国11カ国との間に新条約を締結し、これによりタイにおける不平等条約は完全撤廃された^(注10)。日本へは1936(昭和11)年11月5日にタイ政府から1924年条約の破棄通告があり、1年後に1924年条約は失効した。

日・タイ間で1937(昭和12)年12月8日に署名された1937年条約は、31カ条および8項の議定書から成る。

まず前文で「相互、衡平及互惠ノ原則ニ基キ」新条約が締結され、不平等条約の撤廃を宣言した。たとえば、第4条で「締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由ヲ有スベク且當該國ニ施行セラルル法令ニ從ヒ公私ノ禮拜ヲ享有スベシ」と規定し、また、第5条において「締約國ノ一方ノ臣民ハ其ノ權利ヲ主張擁護センガ爲自由ニ他方ノ裁判所ニ申出ヅルコトヲ得……」と規定している。また、関税自主権については第10条で「締約國ノ一方ノ生産又ハ製造ニ係リ他方ノ領域内ニ輸入セラルル物品ニ對スル關稅率ハ輸入國ノ法令ニ依リ定メラルルモノトス」と規定され、タイに関税自主権が回復した。

さて、1937年条約は互惠主義に基づく完全平等条約であるが、日・タイ関係における本条約の特

筆的内容は条約本文でなくその最終議定書にあると思われる。

すなわち、まず第1点として、議定書第2項において「本條約ニ於ケル最惠國待遇ノ條項ハ明ニ別段ノ規定ナキ限り即時且無條件ト解スベキモノトス」とし、1924年条約における争点のひとつである、無条件最惠国待遇か条件付き最惠国待遇かの問題に終止符を打った。

次に重要な点は1937年最終議定書には満州国(1932年建国)に係わる規定が置かれていたことである。すなわち、「本條約中最惠國待遇ニ關スル規定ハ日本國ニ依リ滿州國ニ於テ生産又ハ製造セラルル物品ニ對シ許與セラルルコトアルベキ關稅率ニ關スル恩典、利益又ハ特權ニ適用ナキモノトス」と議定書第8項は規定した。そして、この規定をタイ政府が認めるということは、国際連盟において1933年に満州不承認決議が採択され、国際社会において満州国が否定されていたにもかかわらず、タイ政府は間接的に満州国を承認したことになる^(注11)。

このようなタイ政府の親日的態度の萌芽は、実はすでに国際連盟の場において表明されていた。すなわち、1932年に勃発した上海事変に関して国際連盟が日本に対して経済制裁を採択した時、タイ政府は日・タイ貿易、特に米貿易に支障をきたすとして棄権票を投じ、またさらに、満州事変および満州国建国に関して日本を糾弾したリットン報告書の採決において、唯一棄権したのもタイであったという事実である^(注12)。2回目の棄権についてはタイ政府の態度は中立政策を貫いたためであるとされるが^(注13)、日中戦争が勃発した1937年に締結された条約において上述のように満州国承認を前提とした最惠国条項の例外規定を認めたということは、32年から5年間にその中立的態度が

親日の態度に変化したものと考えられるであろう。そして、この変化の過程において、タイが絶対王政の崩壊から立憲革命の成功という歴史的激動時代にあったという点を見逃してはならない（1回目の棄権は絶対王政下での判断であった）。立憲革命成功を導いた指導者たちは1937年条約を締結することによって、親日外交政策に転換するという一歩踏み込んだ判断を行なったと言えるのである^(注14)。

（注1） Surangsri Tonsiengson, 前掲論文, 141~142ページ。

（注2） 新タイ・米条約については, Oblas, Peter, "Siam's Efforts to Revise the Unequal Treaty System in the Sixth Reign (1910-1925)," 博士論文, University of Michigan, 1974年に詳しい。特にアメリカの条約締結意図については同論文 78ページ以下参照。

（注3） 条約締結における有田および政尾の役割についての詳細は Iida, "Japan's Relations……," 165~175ページ。

（注4） 以下に引用する条約文は外務省条約局編『条約集』第1巻第3輯を参照。

（注5） 外務省通商局「日暹通商航海条約改訂ニ関スル交渉経過」（外務省外交史料2-5-1-69所収）/Iida, "Japan's Relations……," 第7章参照。

（注6） 矢田長之助「日暹条約改正談判始末調書送付ノ件」（外務省外交史料2-5-1-69所収）。

（注7） 矢田長之助「日暹条約改正談判ニ付随スル印象上申ノ件」（外務省外交史料2-5-1-69所収）。

（注8） 西野順治郎『新版日・タイ四百年史』時事通信社 1978年 64~65ページ。また、新タイ・米条約がタイと西洋列強との条約改正交渉に与えた影響については, Oblas, "Siam's Efforts……," 172ページ以下参照。

（注9） 以下に引用する条約文は外務省条約局編『条約集』第6巻第16輯を参照。

（注10） タイと11カ国（イギリス, フランス, イタリア, ドイツ, アメリカ, デンマーク, ベルギー, スイス, スウェーデン, ノルウェー, 日本）との条約改正交渉は, タイ政府の条約終結宣言の効果が生じた1936年11月5日以来, いわば, 横並びに進行していった。その過程においてタイ政府は, イギリス, フランス, アメリカとの外交関係が硬直しつつあった日本の存在を, 列強に対する

外交的牽制材料として利用していった。つまり, 当時日本政府はタイを反西洋陣営に引き入れるため, タイに有利な形で条約改正をする用意があり, 一方タイが親目的になることを望まない列強としては, タイに不利な条約改正はできない状況下にあった。このように, タイ政府にとって好ましい国際政治バランスが当時生じていたことは見逃せない。なお, この点については Charivat Santaputra, *Thai Foreign Policy: 1932-1946*, バンコク, Thammasat University, Thai Khadi Research Institute, 1985年, 135, 142ページ参照。

（注11） 西野 前掲書 67ページ。

（注12） Batson, Benjamin, *The End of the Absolute Monarchy in Siam*, シンガポール, Oxford University Press, 1984年, 179, 186ページ, 注62。なお, タイ政府は1937年の「日華事変」に関する国際連盟採択にも棄権した。Flood, 前掲論文, 182~183ページ。

（注13） 石井・吉川 前掲書 251ページ。

（注14） 1932年立憲革命の指導者の1人で, のちに抗日運動のリーダーとなったプリディーは, この時点で親目的であったのかどうか。この点については次の事実がヒントを与えてくれるであろう。つまり, 彼が1935年12月から36年1月にかけて内務大臣として（帰国後は大蔵大臣に就任予定）日本を訪問した際, 彼が33年タイ国憲法の起草に携わったこと, そしてその時, 明治憲法を参照したことを公の席で述べたこと, また, 彼の日本訪問の目的のひとつに, 日本の銀行制度を調査することが挙げられていたこと, さらに, 彼が今後日本を参考にして国政を行ないたいと述べていることである。「内務参議ルアングブラティット来朝関係」（外務省外交史料L-3-3-0-8-12-1）/Iida, "Japan's Relations……," 224ページ参照。

む す び

本稿では1887年から1937年まで, 日・タイ両国が締結した諸条約を検討しながら, 近代日・タイ外交関係史の一素描を試みた。そこで判明したことは, 1887年宣言および1898年条約を締結した当時においては日・タイ関係は比較的良好であったが, それ以降, 両国関係にはいわば外交的無風状

研究ノート

態が続いたと言える。しかし、1920年の新タイ・米条約の締結を契機に日本政府はタイとの友好関係の回復を図るため、1924年条約を締結し、これにより日・タイ間の不平等条約の完全撤廃に一步接近した。そして、1937年条約で日本はタイの関税自主権を認めかつ領事裁判権を撤廃し、相互平等の関係が築かれた。特記すべきは、この1937年条約議定書にある満州国における関税事項に関する最恵国待遇条項を認めることによりタイ政府は満州国を黙示的に承認したことである。

以上のように、1930年代までの両国の関係は、締結した条約名のとおり通商航海を中心とした平和的友好関係であった^(注1)。しかし、1940年には「友好関係ノ存続及相互ノ領土尊重ニ関スル日本國『タイ』國間條約」が締結され、さらに翌年12

月には「日本國『タイ』國間同盟條約」が調印される。そして、太平洋戦争終結まで軍事・政治的関係を軸に両国間の外交関係は展開していく。

したがって、明治・大正から昭和初期までの日・タイ関係においては、1887年宣言および1924年条約が両国の平和的通商関係を象徴し、一方1937年条約は、満州国承認というきわめて政治的色彩の濃い判断を含んでおり、日・タイが1940年代の実質的軍事関係へ移行する歴史的分岐点に位置した条約であったと結論できよう。

(注1) 1930年代までの日・タイ間の経済・貿易関係についての詳細は、Swan, 前掲論文が充実した内容であるので参照されたい。

(創価大学法学部専任講師)